

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年2月9日(金)午後3時から午後4時まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番	佐藤正剛	委員	2番	穴澤久男	委員
3番	塚本繁雄	委員	4番	安藤幸春	委員
5番	大木章寿	委員	6番	佐藤喜巳	委員
7番	石毛甲子男	委員	8番	郡司武幸	委員
9番	今井睦子	委員	10番	石田利之	委員
11番	大木丈雄	委員	12番	伊藤栄治	委員
13番	椎名正和	委員	14番	山崎幸治	委員
15番	伊藤喜信	委員	16番	久古浩二	委員
17番	大木寛	委員	18番	渡邊弘仁	委員
19番	熱田幸子	委員	20番	川口京子	委員
21番	太田忠治	委員	22番	菱木信治	委員
23番	大木一夫	委員	24番	石井敏雄	委員
25番	椎名勝英	委員	27番	伊藤定夫	委員

4 欠席委員(1名)

26番 鈴木正夫 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 平成29年度第7次農用地利用集積計画(案)について

(別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第5号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明について 1件

報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について 7件
その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員 3名

市産業振興課職員 2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成30年2月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いいたします。

議長 本日、出席委員は27名中26名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。

お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、11番大木丈雄委員、12伊藤栄治委員を指
名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「平成29年度第7次農用地利用集
積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る
2月7日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告につ
いて、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

14番 本件につきましては、去る2月7日、午後2時より、匝瑳市民ふれあい
センター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内
容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づ
く農用地利用集積計画を定めるため、平成30年2月2日に匝瑳市から諮
問のありました別冊の平成29年度第7次農用地利用集積計画案を審議い
たしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま
す。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。

本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行会長からの報告が終わりました。詳細について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め、議案第1号「平成29年度第7次農用地利用集積計画(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
議案第1号「平成29年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議案第2号の番号1番と7番は利用権設定に関する件、番号2番から6番は所有権移転に関する件であります。

【議案第2号、議案書を基に朗読】

番号1番から7番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1 4 番 　番号 1 番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

2 3 番 　番号 2 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号 3 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

2 0 番 　番号 4 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

1 9 番 　番号 5 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号 6 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

1 7 番 　番号 7 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

議 長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ
いませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　御異議ないものと認め、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申
請について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議ないものと認め、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申
請について」採決に入ります。

議案第 2 号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求
めます。

（挙手全員）

議 長 　挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号、議案書を基に朗読】

番号1番は、農業用倉庫及び作業場用地として畑計1,767㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

19番 番号1番について、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分は農用地区域内農地ですが、農振計画の用途区分変更がされており、転用目的も問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第4号、議案書を基に朗読】

番号1番について、太陽光発電施設用地として畑325㎡を譲り受け、申請地に隣接する山林計857㎡と合わせた合計1,182㎡の区域に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

18番 番号1番について、申請地に太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第5号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第5号、議案書を基に朗読】

番号1番について、贈与者及び受贈者は、租税特別措置法施行令第40条の6第1項及び第6項の要件を全て満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め、議案第5号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について7件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 平成29年度第7次農用地利用集積計画(案)について

(別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

7件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について

1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について

1件

議案第5号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明について 1件
報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について 7件
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成30年2月9日匝瑳市農業委員会の定例総会を閉
会いたします。